

読谷村低入札価格調査制度実施要領の一部を改正する要領について

改正後	改正前
<p>(低入札価格の基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 低入札調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる各号の合計額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額</p> <p>(委員会の設置)</p> <p>第9条 委員会を次の各号のとおり設置する。</p> <p>(1) 委員会の委員は、副村長、建設整備部長、総務部長、ゆたさむら推進部長、健康福祉部長、教育次長、上下水道部長、土木建築課長、都市計画課長、税務課長、農地活用推進課長、上下水道課長で構成する。</p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>(低入札価格の基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 低入札調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる各号の合計額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 直接工事費の額</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費の額に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(委員会の設置)</p> <p>第9条 委員会を次の各号のとおり設置する。</p> <p>(1) 委員会の委員は、副村長、建設整備部長、総務部長、ゆたさむら推進部長、健康福祉部長、教育次長、上下水道部長、土木建築課長、都市計画課長、税務課長、農業推進課長、上下水道課長で構成する。</p> <p>(2)～(6) (略)</p>